

新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、新宿区教育委員会事務局（以下「区教委」という。）が令和８年度に新宿区立学校給食調理業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するためのプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（件名）

第１条 プロポーザルの件名は、「新宿区立学校給食調理業務に係るプロポーザル」とする。

（委託予定校）

第２条 令和８年度に給食調理業務を委託する学校（以下「委託予定校」という。）は次表のとおりとする。

	学校名	所在地
１	余丁町小学校	東京都新宿区若松町 13 番 1 号
２	四谷小学校	東京都新宿区四谷二丁目 6 番地
３	大久保小学校	東京都新宿区大久保一丁目 1 番 21 号
４	戸塚第二小学校	東京都新宿区高田馬場一丁目 25 番 21 号
５	落合第一小学校	東京都新宿区中落合二丁目 13 番 27 号
６	落合第三小学校	東京都新宿区西落合一丁目 12 番 20 号
７	西早稲田中学校	東京都新宿区戸山三丁目 20 番 2 号

（プロポーザルの実施内容）

第３条 プロポーザルの内容は、次のとおりとする。

- (1) 区教委による学校給食調理業務についての質問に対する回答書を募集する。
- (2) 前号の規定による募集に対し、応募した事業者の中から最適委託候補者を選定する。

（応募資格）

第４条 プロポーザルの応募資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。基準日については、公募開始の日とする。なお、契約時までには下記の応募資格を欠いた場合は、契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (3) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。

- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にとっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にとっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (9) 現在、東京 23 区内の小学校又は中学校で自校調理方式による学校給食調理業務受託実績があること。
- (10) 東京都内に本社又は事業所が所在していること。
- (11) 次に掲げる事項に関して、十分な技術・知識及び実績を有するとともに、豊かな人的資源を確保できること。
 - ① 学校給食衛生管理基準に基づく業務に関すること。
 - ② 自校調理方式の学校給食や回転釜等を使った大量調理業務に関すること。
 - ③ アレルギー等対応食、行事に合わせた給食や多様化給食(セレクト給食等)に関すること。
 - ④ 食中毒や異物混入、火災事故に対する危機管理に関すること。
 - ⑤ 学校行事への協力に関すること。

（参加手続き）

第 5 条 公表については、募集要領を区公式ホームページ等に掲出し、公表するものとする。

- 2 プロポーザルに応募しようとする事業者は、新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル申込書兼誓約書（第 1 号様式。以下「申込書」という。）に会社概要を添えて提出するものとする。申込書の提出期限等は、募集要領に定めるところによる。

（参加の辞退）

第 6 条 申込書を提出した事業者（以下「応募事業者」という。）は、前条に規定する申請をしてから募集要領に定める期日までに、新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル辞退届（第 2 号様式）を提出することによって、参加を辞退することができる。

- 2 応募事業者が第 7 条に規定する期限までに回答書を提出しなかったときは、プロポーザルの応募を辞退したものとみなす。

（回答書及び見積書の提出）

第 7 条 応募事業者は、募集要領で定める期限までに、回答書及び見積書を持参する。

（回答書の仕様）

第 8 条 回答書は、募集要領の各指示に基づき作成するものとする。

(応募事業者の質問)

第 9 条 応募事業者は、プロポーザルの内容について、新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザルに関する質問書（第 3 号様式）を提出することによって、質問を行うことができる。

2 前項の質疑に対する回答は、特別の事情が認められる場合を除き、全ての応募事業者に対して回答を行う。

(選定委員会)

第 10 条 回答書に対する評価及び選定を行うため、新宿区立学校給食調理業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

2 選定委員会の構成、選定方法その他必要な事項は「新宿区立学校給食調理業務委託に係る事業者選定委員会設置要領」による。

(第一次評価)

第 11 条 選定委員会は、応募事業者から提出された回答書について、別に定める「新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）により評価を行う。

2 選定委員会は、第二次評価を行う事業者として、上位 8 社程度を選定する。ただし、第一次評価の評価点の合計点が 60 パーセントに満たない応募事業者については、第二次評価を行わない。

3 選定委員会は第一次評価に先立ち、プロポーザル事務局（教育委員会事務局学校運営課内）に応募事業者から提出された回答書の内容について、予備評価を行わせ、選定委員会に提出させることができる。

(第一次評価結果の通知)

第 12 条 区教委は、前条第 2 項の第一次評価の結果について、次の各号に掲げる応募事業者の区分に応じ、当該各号に定める書類を電子メール等より通知する。

(1) 第二次評価を行う応募事業者

新宿区立学校給食調理業務委託候補者第一次評価通過通知書（第 4 号様式）

(2) その他の応募事業者

新宿区立学校給食調理業務委託候補者第一次評価不採用通知書（第 5 号様式）

(第二次評価)

第 13 条 第二次評価は、第 11 条第 2 項の規定により選定した応募事業者に対して、提案内容のヒアリング及びプレゼンテーションにより評価を行う。

2 第二次評価の評価合計点に見積の金額を基に算出した価格評価点と第一次評価の評価合計点の 1 割を加算して最終評価とする。

3 前項の評価は選定委員会が評価基準に基づき行う。

(委託候補者の選定)

第 14 条 選定委員会は、前条の規定による第二次評価を行い、委託候補者を 5 事業者選定する。

2 総合評価点の 1 位及び 2 位の事業者は委託予定校 7 校のうち 2 校の委託候補者とし、3 位から

5 位までの事業者は1校の委託候補者とする。

- 3 1位の事業者が2校を受託することができないと判明した場合は、次点の事業者と順次協議の上、委託候補者を決定する。
- 4 2位の事業者が2校を受託することができないと判明した場合は、1位の事業者を委託候補者とする。ただし、1位の事業者がこの受託を辞退した場合は、次点の事業者と順次協議の上、委託候補者を決定する。
- 5 委託候補者のうち、受託することができないと判明した場合は、1位の事業者を委託候補者とする。ただし、1位の事業者がこの受託を辞退した場合は、次点の事業者と順次協議の上、委託候補者を決定する。
- 6 委託予定校以外の学校で委託する委託候補者を選定する必要がある場合は、1位の事業者を当該校の委託候補者とする。ただし、1位の事業者が当該校を受託することができないことが判明した場合は、次点の事業者と順次協議の上、委託候補者を決定する。
- 7 履行場所（委託校）は、回答書及び見積書等の内容を踏まえ、区教委が指定する。

（応募事業者への通知及び結果の公表）

第15条 区教委は、前条の第二次評価の結果について、次の各号に掲げる応募事業者の区分に応じ、当該各号に定める書類により通知する。

(1) 委託候補者として選定された応募事業者

新宿区立学校給食調理業務委託候補者内定通知書（第6号様式）

(2) その他の応募事業者

新宿区立学校給食調理業務委託不採用通知書（第7号様式）

2 委託候補者の決定後、件名、委託候補者名、選定委員会選定委員の内訳等を区公式ホームページにて一年間公表する。

（参加経費等）

第16条 プロポーザルの参加に要する経費は、応募事業者が負担する。

- 2 回答書等の提出物については、区教委の所有物として区教委が保管し、選定後、区教委において適切に管理及び廃棄し、応募事業者への返却は行わない。
- 3 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- 4 提出された書類の提出期限後における追加及び再提出は一切認めない。
- 5 選定結果についての異議申立ては、受理しない。

（契約の締結）

第17条 本件業務委託は令和8年度予算の成立を条件とする。また、成立した予算の範囲内で契約を行うものとする。

2 契約にあたっては、採用された回答書の内容について、区教委は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

3 翌年度以降の契約については、業務の履行実績の評価を行い、良好であり継続して委託することが妥当と判断された場合に、当該年度の予算額の範囲において、5年を上限とした契約の継続を可

能とする。

(事務局)

第 18 条 プロポーザルの事務局は、学校運営課に置く。

(疑義の決定等)

第 19 条 実施要領の各条項若しくは解釈について疑義を生じたとき、又は、本実施要領に定めのない事項については、教育委員会事務局次長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 25 日から施行する。

第 1 号様式

新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル申込書兼誓約書

新宿区教育委員会事務局次長 あて

新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル実施要領第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり学校給食調理業務を委託する候補者を選定するためのプロポーザルに応募します。

なお、プロポーザルの申込みに当たり、同実施要領第 4 条第 1 項に掲げる応募資格及び新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル募集要領「3 応募資格」に掲げる全ての要件を満たすこと並びに記載内容に虚偽がないことを誓約します。

記

1 参加申請者

事業者名		
所在地		
代表者の職及び氏名		
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2 参加申込日 年 月 日

3 添付書類 会社概要

第2号様式

新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル辞退届

新宿区教育委員会事務局次長 あて

新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル実施要領第6条第1項の規定に基づき、当該プロポーザルへの参加を下記のとおり辞退します。

記

1 辞退者

事業者名		
所在地		
代表者の職及び氏名		
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2 辞退日 年 月 日

3 辞退理由

第 3 号様式

新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザルに関する質問書

新宿区立学校給食調理業務に係るプロポーザルについて質問がありますので、新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル実施要領第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

質問日	年 月 日	
件 名	新宿区立学校給食調理業務に係るプロポーザル	
事業者名		
質問事項	1	
	2	
所属 担当氏名 電話番号 E-mail		

(文書番号)
年 月 日

様

新宿区教育委員会事務局次長

新宿区立学校給食調理業務委託候補者第一次評価通過通知書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は、新宿区立学校給食調理業務委託に係る提案募集にご参加いただき、深く御礼申し上げます。

貴社のご提案について評価した結果、第一次評価通過となりました。つきましては、下記の日程で第二次評価を実施いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

1 日 時 年 月 日 () 時 分

2 会 場

3 内 容 提案内容のプレゼンテーション
選定委員による質疑応答

【問合せ先】

(文書番号)

年 月 日

様

新宿区教育委員会事務局次長

新宿区立学校給食調理業務委託候補者第一次評価不採用通知書

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は、新宿区立学校給食調理業務委託に係る提案募集に対し、貴重なご提案をいただき、深く御礼を申し上げます。

ご提案いただきました内容を厳正に評価した結果、残念ながら選定には至りませんでした。

今回はこのような結果となりましたが、貴社の新宿区に対するご厚情に対し、心から感謝申し上げます。

【問合せ先】

(文書番号)
年 月 日

様

新宿区教育委員会事務局次長

新宿区立学校給食調理業務委託候補者内定通知書

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は、新宿区立学校給食調理業務委託に係る提案募集に対し、貴重なご提案をいただき、深く感謝を申し上げます。

提出のあった回答書及びヒアリングに基づき、候補者の選定を行った結果、給食調理業務委託候補者として内定（ 校）しましたので、通知いたします。

契約の締結等その他必要な事項については、別途ご連絡いたします。

【問合せ先】

第7号様式

(文書番号)

年 月 日

様

新宿区教育委員会事務局次長

新宿区立学校給食調理業務委託不採用通知書

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は、新宿区立学校給食調理業務委託に係る提案募集に対し、貴重なご提案をいただき、深く御礼申し上げます。

ご提案いただきました内容を厳正に評価した結果、残念ながら選定には至りませんでした。

今回はこのような結果となりましたが、貴社の新宿区に対するご厚情に対し、心から感謝申し上げます。

【問合せ先】